

千葉県監査委員告示第10号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、定期監査、行政監査及び財政援助団体等監査の結果に基づき講じた措置について、別添のとおり千葉市長から通知がありましたので、公表します。

平成30年10月31日

千葉県監査委員	清	水	謙	司
同	宮	原	清	貴
同	中	島	賢	治
同	山	本	直	史

30千総総第661号  
平成30年10月26日

千葉市監査委員 清 水 謙 司  
同 宮 原 清 貴  
同 中 島 賢 治 様  
同 山 本 直 史

千葉市長 熊 谷 俊 人

監査の結果に基づき講じた措置について（通知）

平成27年度監査報告第10号、平成28年度監査報告第11号、平成29年度監査報告第8号及び第10号により報告のあった監査の結果に基づき講じた措置について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により別紙のとおり通知します。

監査の結果（指摘事項）	講じた措置
<p>(1) ア 補助金交付要綱に補助率及び補助対象とする具体的経費を明示すべきもの（経済農政局）</p> <p>「補助金の執行事務の適正化について」（財政部長通知）によると、補助金交付要綱には、補助金額算出に必要な基準として、補助対象とする具体的経費、補助率を明示することとされ、また、補助金額の算定に当たっては、補助対象とする経費の項目及び項目毎の金額及び補助率を明らかにするとともに、交付決定及び補助金額の確定に係る決裁に明記することとされている。</p> <p>しかしながら、勤労者福利厚生事業等補助金については、4事業すべてにおいて、要綱別表で補助対象経費を、「イベントの開催に要する経費であって市長が必要と認めたもの」等と規定するのみで、補助対象とする具体的経費及び補助率を明示しておらず、交付決定及び補助金額の確定に係る決裁にも明記されていなかった。</p> <p>補助金交付要綱については、通知に基づき規定を整備し、補助金額の算定を適正に行われたい。</p>	<p>勤労者福利厚生事業等補助金については、要綱を平成30年4月1日に改正し、補助対象とする具体的経費及び補助率を明示するとともに、交付決定及び補助金額の確定に係る決裁にも明記し、補助金額の算定を適正に行っている。</p>

(2) イ 補助事業の変更等に係る承認審査及び概算払の精算を適正に行うべきもの  
(経済農政局)

補助金等交付規則第5条第1項第1号によると、市長は補助金等の交付の決定をする場合において、補助金等の交付の目的を達成するため必要があると認めるときは、「補助事業等の内容、経費の配分又は遂行計画の変更をする場合には、市長の承認を受ける」との条件を附するものとされ、農林関係事業補助金交付要綱第5条第1項第1号に、この条件が附されている。

また、千葉市予算会計規則（平成4年千葉市規則第97号）第60条第1項によると、概算払を受けた者は、概算払を受けた経費について、その目的達成後7日以内に支出金精算書（概算払）又は精算を証明する書類を作成し、支出命令者に精算の報告をしなければならないとされている。

しかしながら、農林関係事業補助金（有害鳥獣対策事業）において、概算払で交付した補助金（以下「当初補助金」という。）について補助事業等の内容の変更により不足額が生じたが、市長の変更承認を受けることなく、不足額について新たに補助金交付申請書を提出させ補助金を交付していた。また、当初補助金について、支出命令者に精算の報告をしていなかった。

補助事業の変更等に係る承認審査及び概算払の精算は、規則等に基づき適正に行われたい。

概算払で支出した補助金等については、平成30年度から、補助事業等管理表を作成し、チェック体制を整え、規則等に基づき適正に行っている。

(3) ア 補助対象事業費に係る書類の審査  
を適正に行うべきもの  
(経済農政局)

補助金等交付規則第13条によると、市長は、補助事業等の完了の報告を受けた場合においては、報告書等の書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る補助事業等の成果が補助金等の交付の決定の内容及びこれに附した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めるときは、交付すべき補助金等の額を確定し、当該補助事業者等に通知するとされている。また、「補助金の執行事務の適正化について」(財政部長通知)によると、実績報告書には、補助事業等の効果、全体事業費、補助対象事業費等の実績を証する書類等の添付を求めることとされている。

しかしながら、外国人観光客受入環境整備等支援補助金については、補助対象事業費に係る領収書が添付されているものの、支出額の内訳が不明であるものや、領収書の記載項目が収支予算書及び収支決算書の記載項目と異なるものが見受けられた。

補助対象事業費に係る書類の審査については、規則等に基づき適正に行われた。

補助対象事業費に係る書類の審査については、当該補助金の補助対象事業者向け手引書の記載を平成30年1月に改訂し、適切な書類の添付について、周知を図った。

また、添付書類に関するチェックシートを作成し、これを補助金額の確定の際に用いて交付要件の適合状況を確認することで、審査を適正に行っている。

監査の結果（指摘事項）	講じた措置
<p>(1) 補助金交付要綱を適正に整備すべきもの</p> <p>ア 補助金交付要綱に補助対象とする具体的経費を明示すべきもの（市民局）</p> <p>「補助金の執行事務の適正化について」（財政部長通知）によると、補助金交付要綱には、補助金額算出に必要な基準として、補助対象とする具体的経費及び補助率を明示することとされている。</p> <p>しかしながら、千葉県防犯協会連合会運営補助金においては、要綱第2条第1項で補助対象経費を「市民防犯意識の啓発・普及に要する経費」等と規定するのみで、補助対象とする具体的経費を明示していなかった。</p> <p>補助金交付要綱については、通知に基づき規定を整備し、具体的経費を明示されたい。</p>	<p>千葉県防犯協会連合会運営補助金交付要綱を平成30年4月1日付けで改正し、補助対象とする具体的な経費を明示した。</p>
<p>イ 補助金の交付条件に係る具体的な基準を明示すべきもの（市民局）</p> <p>補助金等交付規則第5条第1項によると、市長は、補助金等の交付の決定をする場合において、補助金等の交付の目的を達成するため必要があると認めるときは、条件を附するものとされている。また、千葉県防犯協会連合会運営補助金交付要綱第4条第1号によると、補助金等交付規則第5条の規定により附する条件の一つとして、「補助事業の内容、経費の配分又は遂行計画の変更（市長が認める軽微な変更を除く。）をする場合においては、あらかじめ市長の承認を受けること。」とされている。</p> <p>しかしながら、同補助金においては、市長の承認を受けることなく経費の配分変更や遂行計画の変更が行われていたが、要綱等に「軽微な変更」の基準が明示されていなかった。</p> <p>補助金の交付条件については、補助事業者がその内容を把握できるよう具体的な基準を明示されたい。</p>	<p>千葉県防犯協会連合会運営補助金交付要綱を平成30年4月1日付けで改正し、変更承認を必要とする基準を明示した。</p>

(2) 交付決定に係る審査を確実に行うべきもの

ア 補助金の効果を具体的に確認し、交付決定の審査をすべきもの（市民局）

補助金等交付規則第3条第2項第3号によると、補助金等交付申請書には、補助事業等の効果を記載した書類を添付しなければならないとされている。また、「補助金の執行事務の適正化について」（財政部長通知）によると、「補助事業等の効果」に係る書類については、省略することなく、交付決定前に補助金の効果を具体的に確認し、審査できるような具体的な数値化を求めることとされている。

しかしながら、千葉県防犯協会連合会運営補助金及び公益財団法人千葉県スポーツ振興財団運営補助金においては、補助金交付申請書に添付された事業計画書について、具体的な効果が確認できない事例が見受けられた。

交付決定の審査については、通知に基づき補助金の効果を具体的に確認されたい。

千葉県防犯協会連合会運営補助金及び公益財団法人千葉県スポーツ振興財団運営補助金に係る平成30年度交付決定の審査にあたっては、補助金の効果について、数値化したデータが記載された事業計画により、具体的に確認している。